岩室村財政事情のお知らせ

告示　地方自治法243条の3第1項に基く「財政事情」の作成および公表に関する条例により本村の財政事情を次のとおり公表致します。

昭和43年11月1日　　岩室村長　横山喜八郎

1. 昭和43年度一般会計　歳入歳出予算と収支の状況（昭和43.7.31現在）　（単位　千円）

款名	現計予算額	収入済額	収入率	款名	現計予算額	支出済額	支出率
村税	55,033	20,490	33.8%	議会費	6,448	2,374	3.6%
臨時地方特例交付金	1	—	—	総務費	41,104	13,623	20.5
地方交付税	76,000	36,036	59.4	民生費	25,735	6,535	9.8
分担金及び負担金	5,130	1,808	3.0	衛生費	1,437	6,105	9.2
使用料及び手数料	1,417	476	0.8	農林水産業費	22,621	2,796	4.2
国庫支出金	9,744	464	0.8	商工費	9,548	5,404	8.1
県支出金	17,933	564	0.9	土木費	22,453	9,512	14.3
財産収入	11,417	172	0.3	消防費	5,426	2,335	3.52
寄附金	1,820	341	0.6	教育費	35,745	16,201	4.3
繰越金	—	—	—	災害復旧費	220	218	0.3
諸収入	21,273	270	0.4	公債費	13,182	298	0.4
村債	7,800			予備費	9,552	—	—
				繰上充用金	1,217	1,217	1.8
歳入合計	207,568	60,621	100.0	歳出合計	207,568	66,618	100.0

昭和43年度特別会計　予算と収支状況（昭43.7.31現在）

会計別	予算額	収入済額	支出済額	収支差引額
国民健康保険	66,961	24,226	11,665	12,561
間瀬簡易水道	7,872	543	327	216
温泉集中加熱	10,458	2,004	362	1,642
農業共済	10,287	4,295	1,714	2,581
岩室村水道事業	13,775	3,975	2,497	1,478
計	109,353	35,043	16,565	18,478

次に予算収支状況について，申し上げますと，歳入歳出とも現計207,568千円（7/31現在）の予算規模となり，42年決算額200,014千円を7,000千円以上上廻っており，尚，その後補正予算309千円を行ない歳入歳出現計予算は207,877千円となっております。 更に今後補正を要する歳出予算にあっては， 学校負担金約2,500千円，職員ベース改訂による人件費約3,000千円で， これに見合う財源として歳入予算に計上し得る額は交付税増額分2,000千円， 財産処分金（間瀬海岸道路用地県へ買却費505千円， 岩室地内県道設置による村有地県へ買却費136千円，西中地内県道敷地，，県買却費143千円，間瀬地内村有地買却費290千円， 岩室西校舎電話加入権買却費50千円計1,124千円）1,124千円で 不足財源の2,376千円は予備費を充当する考えであります。

尚，今後歳出を予想されるものに冬季間雪害対策費の外不慮の支出を要するものが生ずると思いますので，極力，既決予算の節減を計り，43年度黒字決算の促進を期すものであります。

特別会計は，各会計とも収支の均衡を保っており，最終的収支見込についても前年度以上の黒字を生ずると思料されます。但し温泉集中加熱については，今後の収支において利用度の向上（加入者及び単価増高）促進を早急に図る必要があり，充分関係地域の開発と合理化を実現し，対処すべきであると思います。

尚，間瀬簡易水道の汚水を浄水し，今一歩前進した施策を考じ，地域村民の生活水準の向上を期さねばならないと思います。

昭和43年度一般会計，特別会計歳入歳出予算並びに収支状況について

一般会計の予算執行状況の主なるものを，申し述べると次表のとおりであります。

S43.10.20現在　（単位千円）

事業名	事業費（概算）	執行状況
統合小学校増改築事業	10,000	完成S.43.5.10　普通教室4便所1，廊下その他
西保育所増改築事業	2,800	S.43.10.12入札　完成期限12.25
除雪機械（ロードメンテナー）	3,150	S.43.7.15納品済　最大出力32PS
ゴミ運搬車	1,500	S.43.9.10納品済　森田式2t積
岩室消防ポンプ置場築造工事	500	鉄骨造り，S.43.8.23完成　2.5K×3.5K
間瀬給食室改造工事等	1,500	内部改造59m²　S.43.9.12完成
庁用車購入	1,050	S.43.7.15納品済　トヨタ（トヨペットクラウンD.X）
村道改良工事	5,000	90%完成

県税コーナー巻財務事務所

国民年金保険料があがります!!

来年一月から保険料が五十円あがります。現在二百円の人（二十才～三十四才）が二百五十円。二百五十円の人（三十五才以上）は三百円になります。毎月納める保険料は、加入者のみなさんが老後に受けられる老令年金の原資として積みたてられます。また国民年金では、その時その時の生活水準に見合った給付ができるよう改善される仕組みになっています。しかし、この給付額に見合う保険料が必要になるのもやむを得ないことです。一昨年の法律改正で、二十五年納めた人の給付額は六万円になりました。これは、それまで二万四千円だった年金額の、約二・五倍うわまわった額となりました。これにともない、百円と百五十円だった保険料が引き上げとなりましたが、このとき一度に引き上げることはせず、据置期間をおいて段階的にわけて引き上げられることになりました。そして、四十二年一月分から百円の人を二百円に、百五十円の人は二百五十円に改定し、四十四年一月分からそれぞれ五十円増額した二百五十円と三百円に引きあげることが決められていました。もちろん保険料の引きあげをすれば、国が負担する額を増額するのは当然のことで、保険料が二百五十円の人には百二十五円。三百円の人には百五十円を国がたしまえすることになります。生活水準が日進月歩向上していく現在、老後に受ける年金は、非常に重要な役目をもつものとなります。いま国は、学識経験者を集めて、昭和四十四年に年金制度の改善を図り、これにより一層大巾に年金額を引きあげることを検討しています。老後に、そして不時の事故に備えて国民年金保険料をかけわすれないよう、これまでどうりきちんと納めていただきたいものです。

相続放棄について

家庭裁判所では親族、相続に関するあらゆる問題を取扱っていますが、皆さんに広く利用されているわりにあまりよく知られていないのが、相続に関する事件です。そこで相続に関する事件のうち、もっとも多くしめる相続放棄について、その概要と手続を説明します。人が死亡すると相続が開始し、妻や子（相続人）は、死亡した人（被相続人）の財産を相続することになります。相続人は相続の開始を知った日から三ケ月以内に相続するか、または放棄するか、自分の意志で自由に選ぶことができます。それは相続人は被相続人の資産を取得するだけでなく負債も負担しなければならないとされているので、必ず相続しなければならないとすれば、相続人にとって大変気の毒なことになる場合があるからです。ところで、相続には被相続人の資産も負債もともに相続する単純承認と債務については遺産の限度でのみ負担する限定承認の二つがあります。そして何の手続もしないで三ケ月を経過すると単純承認をしたことになります。相続放棄とは右の単純承認や限定承認と異なり全面的に相続しないということです。つまり相続放棄をした人は被相続人の遺産について何の債務を負わないことになるわけです。相続放棄をするためには、被相続人が死亡して自分のために相続が開始したことを知った時から三ケ月以内に、自分で署名押印した相続放棄申述書に相続人であることの証明（戸籍謄本など）を添えて被相続人の住んでいたところの家庭裁判所に提出しなければなりません。相続放棄申述書の手続に必要な費用は、申述人一人について印紙五十円分と連絡用の郵便切手代が若干いるだけです。右の申述が本人自由の意志でなく自分の知らない間にされてしまったり、他人にだまされたり、おどかされてなされることもあり、いろいろの困った問題がおきることがあります。このような問題は相続放棄の申述をきちんとすれば一切起こらないわけです。相続の権利は結局相続人自身のものですから、それをどう行使するかの判断は、相続人各自が他人まかせでなく自主的に行なうべきものであります。

なおこの相続放棄申述の申立書を含め、すべての家庭裁判所の窓口で手続方法等、気軽に指導されております。尚、住民課でも出来る範囲のことは、何時でもおきかせいたします。

おめでた

出生の部

氏名	出生月日	保護者	部落
後藤重夫	9・14	昇	岩室
池上昌子	9・10	昇	和納2区
三富秀範	9・17	清	和納8区
後藤聰	9・14	昇二	和納9区
坂下智宇	9・25	正勝久	和納3区
本多忠光	9・20	登志男巳	津雲田
高山朝子	9・24	秀信	橋石瀬
後藤ゆかり	9・26	吉男	北野本
中村吉弘	10・3	幸雄	和納9区
国本明美	9・27	信道	和納4区
光井正信	10・2	信道	和納4区
光井時夫	10・3	信道	和納4区
中村正信	9・16	正常	間瀬7区

おくやみ　10月20日まで

死亡の部

氏名	年令	死亡月日	世帯主	部落
海津良圓	80	10・6	良彦	和納2区
池上ミセ	58	10・4	周松	和納7区

農地を転用する者は

県知事の許可を受けなければならない

最近無断に農地に建物を建てたり、植林をしたり、田圃を埋立をする者が、多くなりましたが、農地を農地以外に転用（宅地、山林等）にする時は、県知事の許可を受けなければならない法律になっています。無断に農地を転用をした者は法により、罰則（二年以下の徴役又は十万円以下の罰金）に処せられます。尚詳細については農政課にご相談下さい。

‼十一月　保健衛生　行事予定‼

寒さに向う季節になりました。健康を守るためバランスの取れた食事の工夫等冬を元気で過すため常に充分の注意を致しましょう。ねずみの一斉駆除が行なわれます。みんなで協力してねずみ駆除の徹底をはかって下さい。レントゲン検診を実施します。春受けなかった人はわすれずに受けて下さい。百日咳、ジフテリア予防接種。該当者は昭和四十二年七月一日～四十三年六月三十日生と小学校入学前）昭和三十七年四月一日～三十八年四月一日生）の子供です。

小児マヒワクチン投与該当者（一回目）昭和四十三年二月一日～四十三年六月三十日生、（二回目）昭和四十二年七月一日～四十三年一月三十日生の子供です。通知は出しませんので忘れずにおでかけ下さい。

月日	行事内容	場所
11・1	インフルエンザ予防接種	和納小学校
11・5	栄養指導車（午前十時半～十一時半）	和納八幡神社
11・12	巡回指導車（午後二時～三時）	金池公会堂
11・12	小児マヒワクチン投与　午前十時～十一時　午後一時半～二時	本庁
11・21	午前十時～十一時	和納八幡神社
11・21	午後一時～三時	夏井公会堂
11・21	午前十時～十二時	樋曽木店
11・12	レントゲン　午後一時～三時	三富材木店
11・12	午前十時～十二時	岩室中学校
11・13	午後一時～三時	高畑公会堂
11・13	撮影　午前十時～十二時	石瀬波辺組
11・14	午後一時～三時	材料置場
11・14	午前十時～十二時	岩室公会堂
11・15	午後一時～三時	間瀬支所裏
11・19	午前十時～十二時	岩室駅前
11・20	午後一時～三時	和納小学校
11・21	百日咳、ジフテリア予防接種　午後一時半～二時	岩室小学校